

4 青少年巡回文庫の実施

(1) 趣旨

青少年の健全な発達をはかるため主として読書にめぐまれない地域を対象として、青少年巡回文庫を開設し、読書グループの育成と青少年団体活動の促進に資する。

(2) 実施方針

イ 県立図書館においては、県教育委員会事務局を通じ、県教育委員会事務局出張所に連絡の上巡回文庫を出張所に送付する。

ロ 巡回文庫は、一箱二〇冊以上三〇冊以内とし、差当り三箱乃至四箱を一出張所管内の市町村人口数に応じて適宜送付する。

ハ 県教育委員会事務局出張所においては、市町村教育委員会連絡協議会並びに公民館連絡協議会、郡市連合青年会と協議の上管内の利用者を決定し、地方教育委員会、公民館を通じて青年団体等にこれが巡回文庫の貸出しをする。

ニ 巡回文庫の管内利用者に対する貸出期間は、一カ所二カ月以内とする。なお巡回文庫の送料は利用者負担とする。

但し県立図書館より出張所への送料は県立図書館の負担とする。

ホ 巡回文庫の毀損、紛失等の場合はその文庫の代償を利用者においてその責を負うものとし、巡回文庫貸出を受ける利用代表責任者は地方教育委員会又

は公民館とする。

へ 利用者においては、別紙利用状況報告を県教育委員会事務局出張所を経由し県立図書館に提出する。

(3) 実施要項

イ 福島県立図書館図書選定委員会において、次のような方針の下に青少年向図書を選定をなし県立図書館において予算の範囲内においてこれが図書を購入の上巡回文庫を編成する。

a 内容は正確で信頼できること。

b 時代の進歩に応じていること。

c 青少年の心身の発達に適應していること。

d 教養の向上に役立つこと。

e 生活経験を豊かにし職業能力の伸長に役立つこと。

f 明確平易でみ力あり親しまれやすいこと。

ロ 青少年巡回文庫の蔵書構成については、その地域の実態に応じ、教育的な視野にたつて青少年が真に必要なとするものであるよう研究努力してゆきたい。

い。たとえば生活改善、産業振興等地域の課題を解決するとか、一般的に教養の向上をはかるとか、読書指導の目標を明確にしてこれに即した編成をするとか。なお常に新刊の図書を加えその更新をはかってゆきたい。

ハ 青少年巡回文庫の運営にあたっては必要に応じて指導助言を与え、調査、記録、評価を行う等計画的、継続的に実施している。

県立図書館利用状況(昭和31年1月~12月)

職業別閲覧者数

	館内	館外	計	比率
中学生	6,525	—	6,525	9.83%
高校以上	31,768	3,261	35,029	52.78
教育家	266	281	547	0.82
官公吏	1,522	4,121	5,643	8.50
銀行・会社	994	1,910	2,904	4.38
農業	351	134	485	0.73
商業	356	562	918	1.38
工業	286	387	673	1.01
其他	244	165	409	0.62
無職・主婦	6,687	980	7,667	11.56
児童	5,572	—	5,572	8.39
計	54,571	11,801	66,372	100.00

閲覧図書冊数

	館内	館外	計	比率
総記	2,266	100	2,366	2.54%
哲学	2,202	686	2,888	3.07
歴史	4,555	598	5,153	5.47
社会科学	7,875	2,100	9,975	10.59
自然科学	6,777	571	7,348	7.80
工学工業	1,852	264	2,116	2.24
産業	1,312	272	1,584	1.68
芸術	2,922	548	3,470	3.68
語学	3,532	208	3,740	3.97
文学	13,930	5,980	19,910	21.14
雑誌	5,014	474	5,488	5.83
児童	30,121	—	30,121	31.99
計	82,358	11,801	94,159	100.00